

特定機能病院について

1. 医療提供体制に関する意見中間まとめ（平成17年8月1日 社会保障審議会医療部会） 関係部分抜粋

3. 医療計画制度の見直し等による地域の医療機能の分化・連携の推進

（3）地域医療支援病院、特定機能病院制度のあり方

- 特定機能病院制度については、その承認を受けている病院であっても必ずしも病院全体として高度な医療を提供しているとは限らないこと、また、行っている医療の内容に照らし、特定機能病院という名称が患者・国民にとってわかりづらいという問題点の指摘もあり、承認要件や名称を含めた特定機能病院制度のあり方について、引き続き検討が必要である。
- その際、地域の医療連携体制を支える高度な医療機能を有する病院との関係や、専門的な医療を提供するとともに一定の領域に係る専門医の養成・確保等に関わる医療機関との関係にも留意することが必要である。

2. 特定機能病院の現状について（詳細は別紙参照）

3. 特定機能病院に係る部会での議論

発言内容（要旨）	
○ 現在の特定機能病院は、大学病院の本院がほとんどを占めているが、「特定機能病院」という名前から一般の方が期待するものは、最善の医療、最高の質ということである。しかし、それを求めて行くと、病院では医学部生や研修医が待ちかまえており、院内の看板には、その病院は教育病院であることから患者にも協力を求める旨が記載されている。さらに、大学病院は教育病院で、患者もそれを承知の上で来ているはずだと考えている大学関係者も非常に多い。	佐伯委員 （第12回）

これは、特定機能病院への患者の期待と、大学病院が現実には果たさなければならない役割とがかなりずれているということではないか。現在、大学病院だけ特定機能病院の承認をしているのはおかしいのではないか。

- 現在承認されている特定機能病院は、大学の医学部附属の病院とがんセンター、循環器病センターのみであるが、これらの病院以外に、高度な機能を持った病院はないのか疑問。自動的に大学附属病院が全て当てはまってしまうと、何か違和感がある。

渡辺委員
(第12回)

- 独立行政法人化により、本来の大学病院としての機能が大きく変わったのではない。つまり、大学病院は診療だけではなく、教育も研究も相伴って、本来の機能が発揮できるにもかかわらず、独法化により、独自の医業経営まで考えなくてはいけなくなったためか、市中の病院でも実施可能な一般的な手術の実施が増加している。

土屋委員
(第12回)

また、大学での研修に必要な一般的な手術は、地域に出て行えばいい。ナショナルセンターでも、がんセンターならがんセンターとして、きちんと研修を実施し、ガンの専門医を養成するのが大きな仕事の一つと考える。

特定機能病院というものが、従来と大きく変わってしまっているため、ここで、特定機能病院とは本来どうあるべきかという基本から考え直す必要があるのではないか。

- 現在の特定機能病院が持っている高度の医療技術は、日本の医療における大きな財産であり、きちんと確保する必要がある。また、現在特定機能病院の承認を受けていない病院でも、高度な機能をもっているところにも、日本の医療水準を維持するために助成

豊田委員
(第12回)

していく必要がある。

そのため、特定機能病院を考える際には、制度面だけでなく、高度な機能を持った病院に対して、そういった機能が守られるような診療報酬体系なり財政的な援助を確保することについても考えなければならない。

- 特定機能病院の議論が非常に難しくなる要因の一つに、大学病院以外に2つのナショナルセンターが入っていることがあるのではないか。

特定機能病院には、高度な医療を提供する、いわゆる臨床の部門と、技術開発をする研究の部門と、研修をするという教育の部門があることが必要である。そのため、本来は大学病院の本院だけに限ればよかったのだが、2つのナショナルセンターが承認されたことで、高度医療を提供しているところであれば、どこでも手を挙げられるという状態になり、混乱していると思われるため、整理をする必要があるのではないかと考えている。

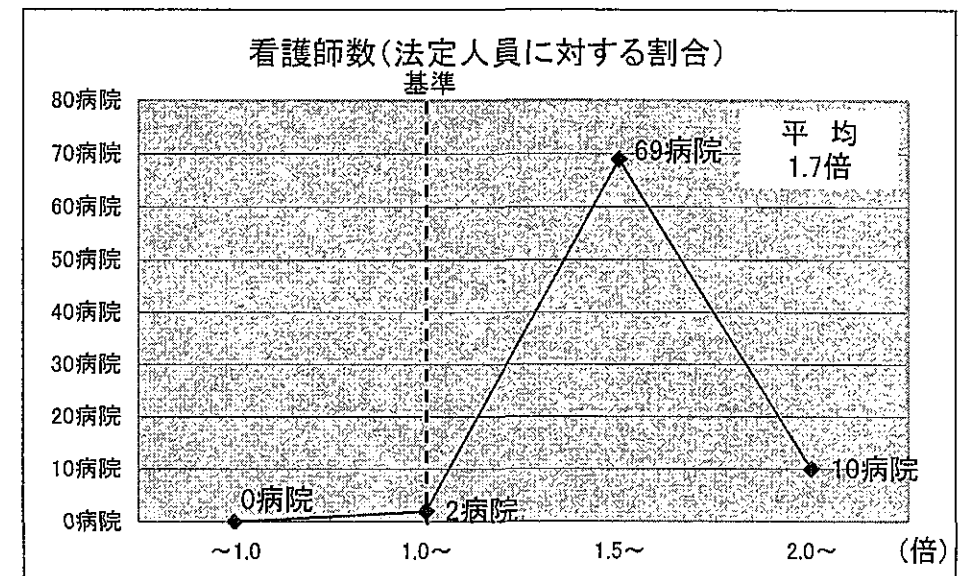
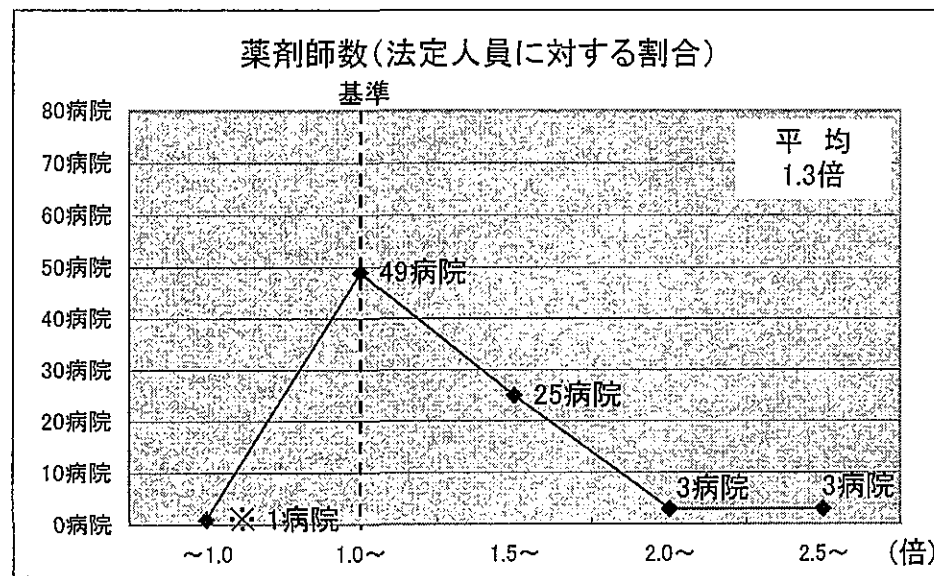
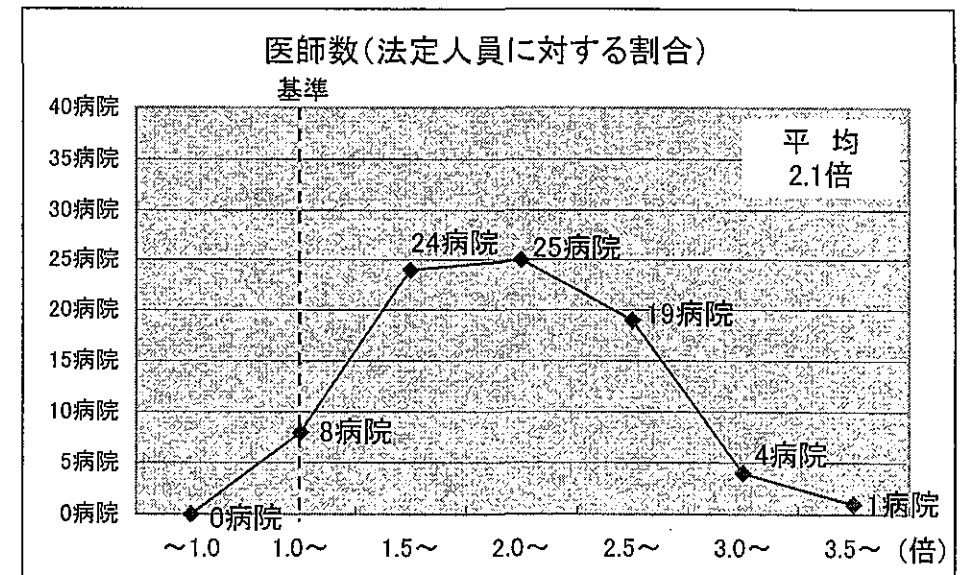
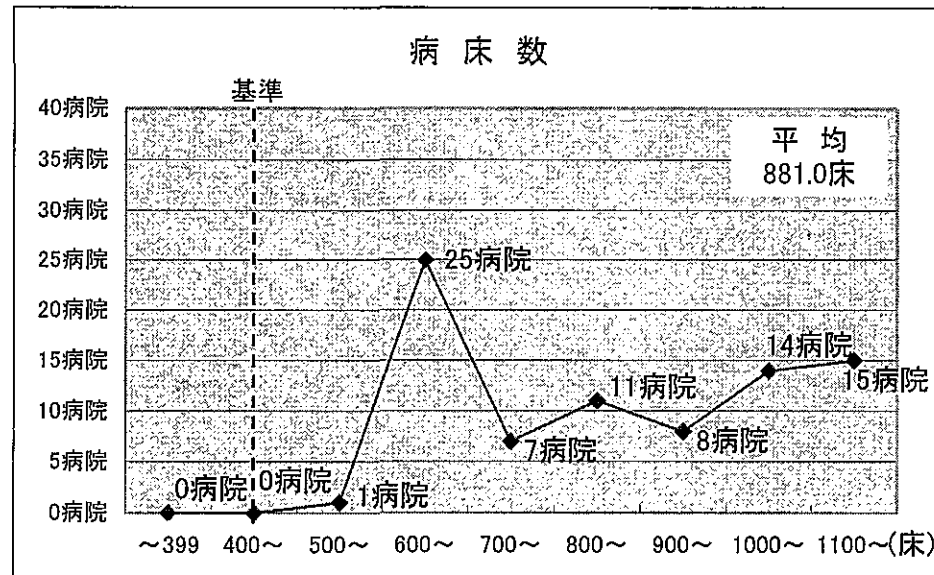
- 特定機能病院の承認要件の一つである「高度医療に関する研修」の「研修」が、本来、一定以上の能力を持った人の能力をさらに高めるとする意味であるとする、大学病院である必要は全くないという印象を受けている。むしろ、未熟な学生や研修医ではなく、もっと確かな実力を持った医師がいる病院に限定する方が、患者が求める機能が提供されるのではないか。

土屋委員
(第12回)

佐伯委員
(第12回)

特定機能病院の現状について（H15年度業務報告）

別紙



※…平成17年1月現在において、法定人員を満たしている。